

會計法適用
指定年月日

氏子戸數 百八十五戸
崇敬者員數

○大阪府河内國北河内郡豊能村大字高宮

郷社 高宮神社

祭神 表筒男命 中筒男命 底筒男命

息長帶姫命 平田大神

神祇志料、祭神に關して記して曰く、按舊事本紀萬魂尊の兒天剛川命を高宮神主の祖とす、是に依らは本社天剛川命を祭るに似たりと、創祀年月詳ならず、稱徳天皇神護景雲四年神封一戸を充て(新抄抄)清和天皇貞觀元年正月甲申從五位下より、從五位上に進められし事三代實錄に見え、醍醐天皇延喜の制式内の大社に列り、月次、新嘗二祭の案上幣帛に預る、其他の由緒詳ならず、明治六年、郷社に定る、境内八百七十九坪(民有地第二種)、社殿は本殿、拜殿其他納屋等の建物を備ふ。

境内神社 神明神社 八幡神社 八坂神社 稻荷神社

例祭 日 十月十七日

會計法適用
指定年月日

神饌幣帛料供進
指定年月日
氏子戸數 千三百〇八戸
崇敬者員數

○大阪府河内國北河内郡牧野村大字坂

郷社 片野神社

祭神 須佐之男命 櫛稻田姫命

八島篠美神 菅原道真

垂仁天皇の御宇野見宿禰の創祀にかかり、欽明天皇の勅願によりて片野神社と稱す(社記)一説、當社は古の郊祀の跡なりといふ(神祇)續日本紀に、桓武天皇延暦四年十一月壬寅祀天神於片野柏原、又文德實錄に、齊衡三年十一月壬戌大祓於新成殿前諸陣警戒帝進出庭中、大納言正三位藤原朝臣良相跪授祀天祝板、左京大夫從四位下菅原朝臣是善捧筆硯帝自署其諱、訖執班北面拜天乃遣大納言正三位藤原朝臣良相右大辨從四位上清原真人岑成左京大夫從四位下菅原朝臣是善右中辨從四位上藤原朝臣良繩等向河内國交野郡柏原野設蘊習禮、祠官盡會、とあり、其後社を建て、祀りしものなりといふ(神祇)醍醐天皇延喜の制、式内の小社に列し、祈年祭、笠、袴各一口を加へたまふ(延喜式)年經て後火災に逢ひて堂廊、門橋盡く消滅して一字を殘さざりしを豊臣秀頼の命により社殿を營み、後陽成天皇慶長七年其功を舉ふ以て大坂城鬼門除のやしろとなす、(社記と河内各所關會所載の一宮神祠再參取)同時菅公を合祀、祭祀料九千斛を宛て、其儀を盛にす、後又年を経て頽廢せしを寛政八年、本社(社記)の祠官九郷の農民と相謀りて社殿を補葺す、當時建立せし碑の銘に曰く、
「一宮神祠人云所知、名與松喬德與竹滋隱而不愠顯而益怡、龍蛇維伏雷霆維隨雨能降殺水不噴涯、既鎮浪